

特定退職金共済制度について

制度の概要

特定退職金共済制度は、所得税法施行令第73条に定められた退職金制度として、国の承認を得て運営されています。

制度の特色

事業主が負担する掛金は、全額損金または必要経費扱いとなります。

中小企業退職金共済制度との重複加入もできます。ただし、他の特定退職金制度との重複加入はできません。

加入の条件

加入できる企業

田主丸町内に事業所を有する事業主であれば、従業員を加入させることができます。

加入させる従業員

当制度に加入させるのは任意ですが、加入させる場合は全従業員を加入させなければなりません。

加入できる方：田主丸町内に事業所を有する事業主に雇用されている15歳以上70歳以下の従業員の方

加入できない方：事業主及び事業主と生計を一にする親族、法人の役員（使用人兼務役員を除く）

加入しなくても差支えない方：期間を定めて雇われている方、季節的な仕事の為に雇われている方、試用期間中の方、非常勤の方、パートタイマーのように労働時間の特に短い方、休職期間中の方

加入従業員に対して、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

掛金

掛金月額は、1口1,000円とし、1人26口(26,000円)まで加入できます。

口数増加は、申出により1人26口まで加入口数を増やすことができます。

掛金は、月払・口数制とし、全額事業主負担とします。

掛金には、制度運営費(1口50円)が含まれています。

給付金

給付金の受け取りについて

退職一時金：加入従業員が退職し、一時金での支給を希望する場合は、退職一時金をお支払いします。

退職年金：加入10年以上で、加入従業員が退職し、年金での支給を希望する場合は退職年金を支払います。

死亡退職：加入従業員が死亡により退職した場合は加入口数1口につき10,000円を加算した額を遺族一時金として支払います。(遺族とは、退職金共済規程第13条に定める遺族補償の順位によります)

給付金の受取人は加入従業員(被共済者)とし、商工会から受取人口座に直接送金します。やむを得ず契約を解除する場合でも、解約手当金(退職一時金と同額)の受取人は加入従業員(被共済者)となります。給付金の請求に際しては、商工会備付の書類によりご請求ください。

税法上の取扱い

掛金: 事業主が負担した保険料は全額損金または必要経費扱いとなります。また加入従業員の給与所得にもなりません。(法人税法施行令第 135 条、所得税法施行令第 64 条)

退職一時金: 退職所得となります。(所得税法第 30 条、第 31 条)

退職年金: 公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除が受けられます。(所得税法第 35 条)

遺族一時金: 相続税の対象となりますが、500 万円×法定相続人数までは非課税です。(相続税法第 3 条、12 条)

解約手当金: 一時所得扱いとなります。(所得税法施行令第 76 条)